

催物開催届出書の概要及び提出方法等

届出書の概要

劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物を開催するときは届け出が必要です。

届出方法等

届出時期

催物開催前に、あらかじめ届け出る。

届出先

当該催物を開催しようとする所轄の消防署

(詳しくは防火対象物に関する届出先を御覧ください。)

添付書類

- 見取図
- 配置図
- 催物会場として使用する防火対象物の略図

必要に応じて、その他の図面等の添付を求める場合がありますので、届出先に御確認ください。